

「高浜市子ども貧困対策会議」の公開等に関する取扱

1. 会議の公開について

事務局案 非公開

- 高浜市自治基本条例（平成 22 年高浜市条例第 24 号）第 20 条第 2 号に規定する「**市政に関する市民の知る権利**」を保障するとともに、市が行う諸活動の市民に対する説明責任を果たす観点から、本会議については、**公開が望ましい**と考えられる。
- しかしながら、本会議は、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する支援方策という**センシティブなテーマを議論するもの**であり、
 - ・ 公開することにより、**委員の率直な発言、意見交換を妨げるおそれがあること**、
 - ・ 発言によっては、ステップやあすたかを利用している**子ども本人や家族の権利利益を害するおそれもあること**、から、**非公開を原則**としてはどうか。
- ただし、報道機関による（議事に入る前の）**頭取りは可**とする。

2. 資料・議事録の公開について

事務局案 公開

- 本会議の資料・議事録については、高浜市情報公開条例（平成 3 年 12 月 25 日条例第 48 号。以下、「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する「**公文書に当たるため**、公開請求があった場合には、個人の権利利益を害するおそれがあるものなど情報公開条例第 7 条に規定する「非公開情報」に該当するものを除き、**公開することが原則**。
- この場合、開示を求めるとごく一部の者だけに消極的に公開するのではなく、市の学習等支援事業に対する**多くの市民や団体の理解と信頼を深める観点**から、市のHP等で**積極的に公開**すべきと考えるがどうか。

(補論) 公開する場合、委員名簿の氏名、議事録の発言者の氏名を公開するか。

- 情報公開の流れを考慮すればいずれも**そのまま公開**すべきではあるが、本会議で重要なのは、だれが発言したかということではなく、どのような構成員のもとで何がどのように審議されたかということ。

- そのため、委員名簿については、そのまま公開するが、議事録については、議題に係る発言を要約した議事要旨のみ公開し、発言者の氏名については、非公開（非頭名方式）としてはどうか。

◆高浜市情報公開条例（平成3年12月25日条例第48号）（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) **公文書** 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア及びイ (略)

(3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例の規定により、公にすることができないと認められる情報

(2) **個人に関する情報**(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(3) ～(6) (略)

(部分公開)

第7条の2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。